

令和6年度 新潟県乳がん検診精度管理調査結果

1 全体概要

(1) 調査目的

がん検診の効果を得るためにきわめて重要な精度管理について、適切な実施状況を把握するため、新潟県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん検診部会が行ったもの（注：職域検診や人間ドックは本調査の対象外）

(2) 調査対象

乳がん住民検診を行っている県内の全市町村、検診機関（病院、診療所等を含む）

(3) 調査内容

① 検診実施体制

- ・「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査
各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「乳がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

② 精度管理指標

- ・各市町村が集計した精度管理指標（プロセス指標）の数値（令和4年度分）※
乳がん検診の精度指標のうち、5項目を選び市町村ごとに調査
※ 指標の確定までに1年以上かかるため、令和4年度分についての調査

2 「がん検診事業評価のためのチェックリスト」による遵守状況調査

(1) 概要

平成 20 年 3 月「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」（厚生労働省）において示された、各機関が遵守すべき精度管理の要点を定めた「乳がん検診のためのチェックリスト」の遵守状況に関する調査

(2) 評価基準（下表参照）

チェックリストの非遵守項目が少ない順に段階評価を行い、「C」評価以下の検診機関・市町村には改善を依頼

評価基準		チェックリストの非遵守項目数による評価 ※	
		検診機関（項目数：29）	市町村（項目数：56）
A	チェックリストをすべて満たしている	0	0
B	チェックリストを一部満たしていない	1~5	1~8
C	チェックリストを相当程度満たしていない	6~10	9~16
D	チェックリストを大きく逸脱している	11~	17~24
E	チェックリストをさらに大きく逸脱している	—	25~32
F	チェックリストをきわめて大きく逸脱している	—	33~
Z	調査に対して回答がない	無回答	無回答

※ 検診機関は5段階、市町村は7段階の区分で評価

(3) 調査結果

① 検診機関

ア 集団検診：9 施設 回答率：100%…評価 C 以下：なし

検診機関名	評価	検診機関名	評価	検診機関名	評価
新潟県保健衛生センター	A	柏崎市刈羽郡医師会柏崎メジカルセンター	A	厚生連長岡中央総合病院	A
新潟県労働衛生医学協会	A	上越地域総合健康管理センター	A	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	B
一般財団法人下越総合健康開発センター	A	厚生連村上総合病院健診センター	A	小千谷総合病院	B

イ 個別検診：25 施設 回答率：84.0%

…評価 C：1 施設、無回答：4 施設

評価区分	A	B	C	D	Z	計
検診機関数 (構成比)	10 (40.0%)	10 (40.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	4 (16.0%)	25 (100.0%)

② 市町村

ア 集団検診：実施市町村 28 (評価 A : 16、B : 12、C 以下 : なし)

イ 個別検診：実施市町村 16 (評価 A : 9、B : 7、C 以下 : なし)

市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価		市町村	検診種別の評価	
	集団	個別		集団	個別		集団	個別		集団	個別
村上市	B	—	阿賀町	A	A	出雲崎町	A	A	刈羽村	A	A
関川村	B	B	三条市	A	—	小千谷市	A	—	上越市	B	—
粟島浦村	—	—	燕市	A	A	魚沼市	A	—	妙高市	B	—
新発田市	A	—	加茂市	A	A	南魚沼市	B	—	糸魚川市	B	B
阿賀野市	B	B	田上町	A	—	湯沢町	A	—	佐渡市	B	B
胎内市	B	—	弥彦村	B	B	十日町市	A	—	新潟市	B	B
聖籠町	—	A	長岡市	A	A	津南町	A	—			
五泉市	B	B	見附市	A	A	柏崎市	A	A			

3 乳がん検診精度管理指標調査（令和4年度）

（1）概要

前述の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（報告書）」における乳がん検診の精度管理指標のうち5項目を選び、市町村毎に調査を実施

（2）調査項目と特徴

NO.	調査項目	算出式	数値目標 (国報告書に記載があるもの)	特徴	
				人口構成や継続受診者の比率の影響を受けるもの	その他
①	受診率	受診者数 対象者数	—	○	・市町村間比較を行うために、算出式の分母・分子ともに国民健康保険被保険者数で計算
②	要精検率	要精検者数 受診者数	○	○	・許容値11%以下
③	精検受診率	精密検査受診者数 要精検者数	○	—	・精度評価の最重要指標 ・新潟県の目標値は100%、許容値は80%（80%以下の市町村には改善を依頼）
④	乳がん発見率	がんであつた者 受診者数	○	○	・許容値0.23%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出
⑤	陽性反応適中度	がんであつた者 要精検者数	○	○	・許容値2.5%以上 ・受診者が数千人規模の小規模自治体は年度変動が大きいため3か年平均で算出

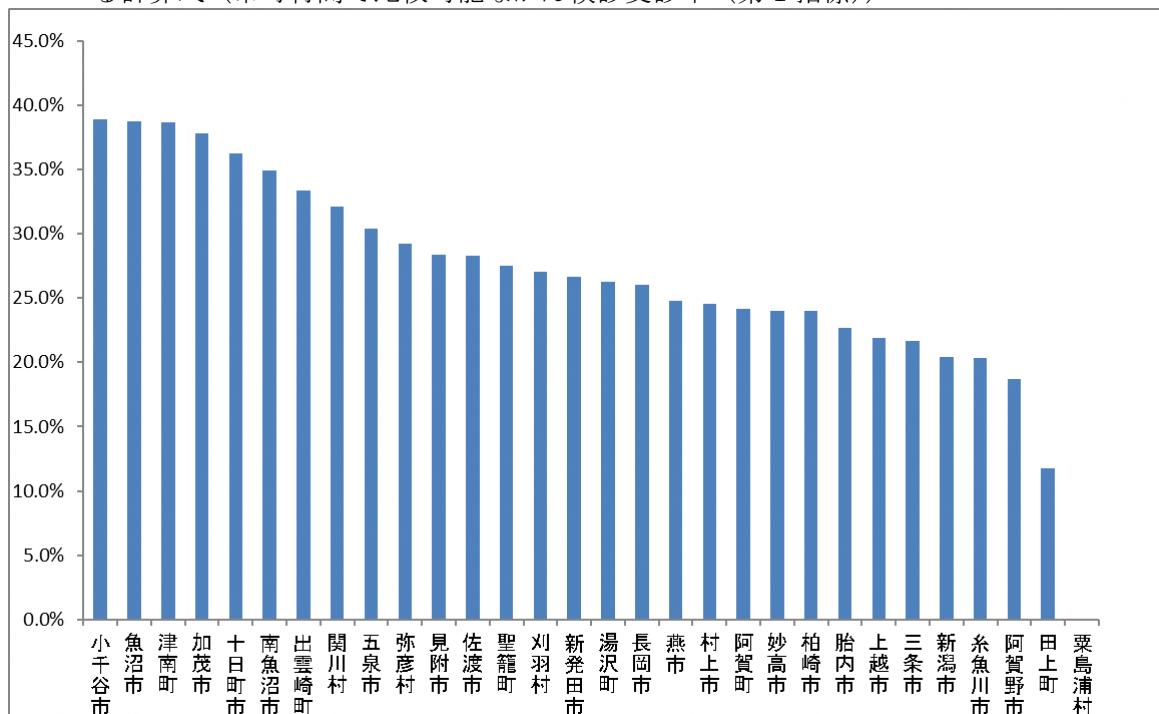
（3）調査結果

① 受診率

- ・乳がん検診の対象者のうち、受診した者の割合

[対象者数計算式]

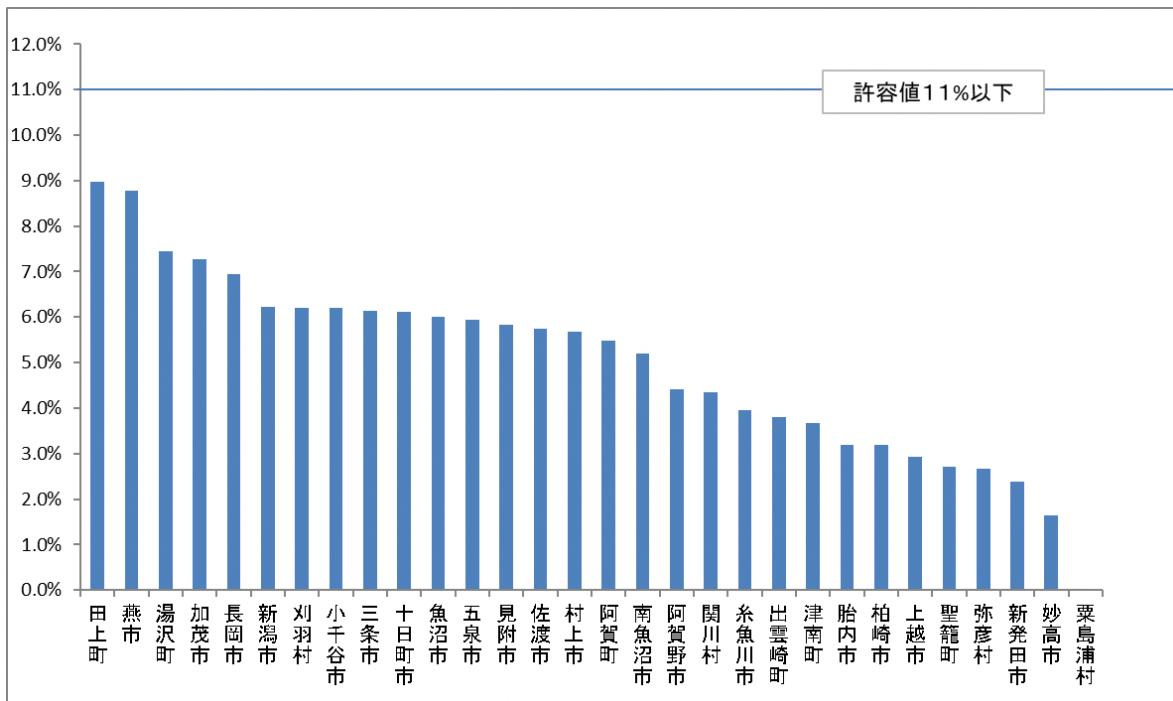
市町村事業におけるがん検診受診者のうち国民健康保険被保険者÷国民健康保険被保険者（「がん検診受診率等に関するワーキンググループ報告書（H28.9・厚生労働省）」における計算式（市町村間で比較可能ながん検診受診率（第1指標））



※ 粟島浦村は令和4年度の実施なしのため対象外。

② 要精検率

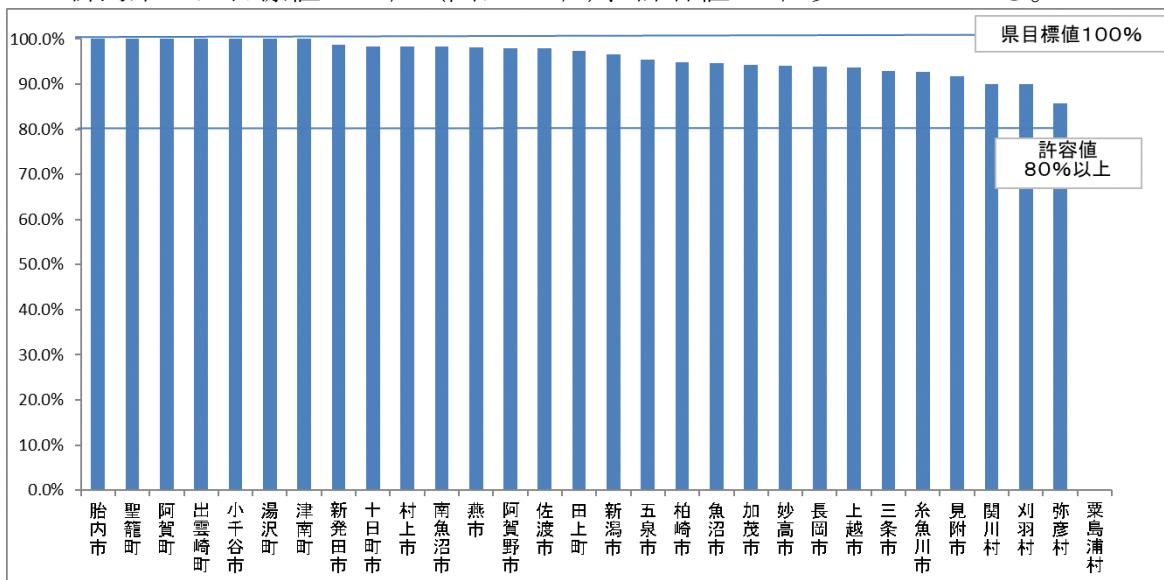
- ・受診者のうち精密検査が必要とされた者の割合
- ・0よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい。
- ・許容値は 11%以下 (受診者 100 人中要精検が 11 人以下)



※ 粟島浦村は令和4年度の実施なしのため対象外。

③ 精検受診率

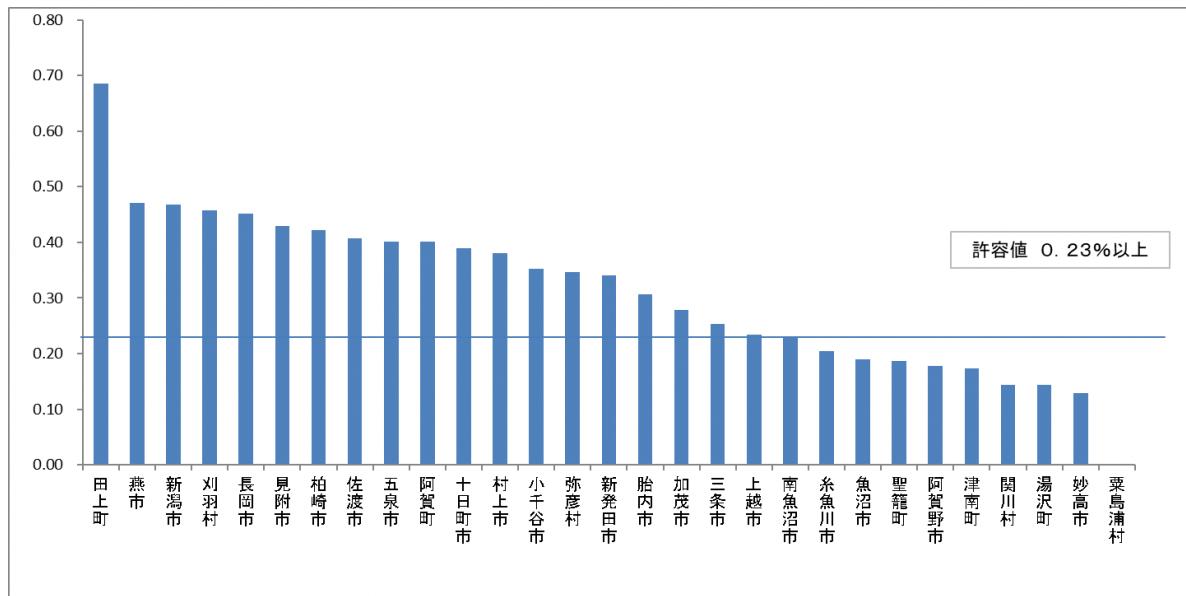
- ・「要精密検査」とされた者のうち、実際に精密検査を受けた者の割合
- ・がん検診の精度評価の最重要指標と位置付けられており、100%に近い方が望ましい。
- ・新潟県では目標値 100% (国は 90%)、許容値 80%以上としている。



※ 粟島浦村は令和4年度の実施なしのため対象外。

④ 乳がん発見率

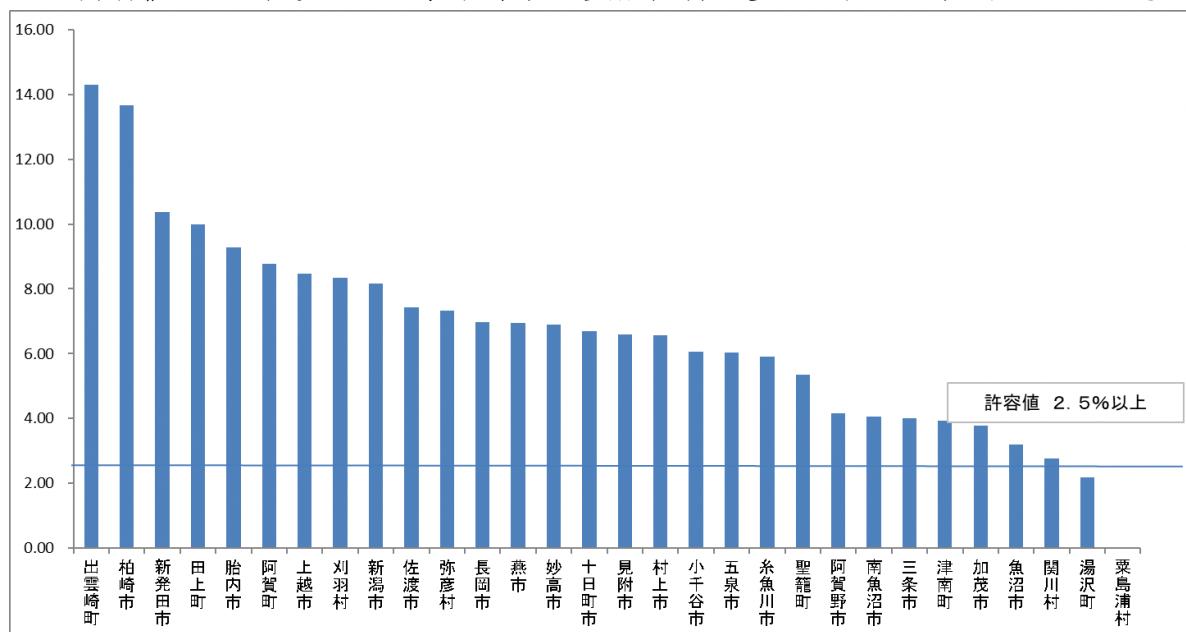
- ・受診者のうち乳がんが発見された者の割合。ある程度高い方が望ましい。
- ・許容値は 0.23%（受診者 1 万人で 23 例の乳がん発見）以上だが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもある。



※ 粟島浦村は令和 4 年度の実施なしのため対象外。

⑤ 陽性反応適中度

- ・「要精密検査」とされた者のうち、実際に乳がんがあった者の割合。ある一定の範囲内にあることが望ましい。
- ・許容値は 2.5% 以上だが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることがある。



※ 粟島浦村は令和 4 年度の実施なしのため対象外。

1 夕新 潟県 保健 衛生 セン	2 協新 潟県 労働 衛生 医学	3 合一 健一 財團 開発 セラ ン下 タ越 総	4 タ祐 崎島 メ市 ジ刈 カ羽 ル郡 せ医 ン師 会	5 理上 七越 シジ タ域 総 合健 康管	6 健厚 生セ ン地 タ村 総 合病 院	7 病厚 院生 連長 同中央 綜合	8 大南 和魚沼 病院市 立ゆき ぐに	9 小千 谷総合 病院	開 計 団 】県 内検 診機
検診機関:乳がん検診精度管理調査									

1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明)

(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか	<input type="radio"/>	9								
(2) 精密検査の方法について説明しましたか(精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など)	<input type="radio"/>	9								
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※	<input type="radio"/>	9								
(4) 検診の有効性(マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があることに加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか	<input type="radio"/>	9								
(5) 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、プレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の重要性、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性について説明しましたか	<input type="radio"/>	9								
(6) 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	<input type="radio"/>	9								

2. 問診及び撮影の精度管理

(1) 検診項目は、質問(医師が自ら行う場合は問診)及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)としましたか※	<input type="radio"/>	9								
(2) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存していますか	<input type="radio"/>	9								
(3) 質問(問診)では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項を必ず聴取し、かつ既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取しましたか※	<input type="radio"/>	9								
(4) 乳房エックス線装置の種類を仕様書※に明記し、日本医学放射線学会の定める仕様基準(注)を満たしていましたか	<input type="radio"/>	9								
(5) マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しましたか	<input type="radio"/>	9								
(6) 兩側乳房について内外斜位方向撮影を行っていますか。また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影していましたか	<input type="radio"/>	9								
(7) 乳房エックス線撮影における検量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けていますか※	<input type="radio"/>	8								
(8) 撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会(注)を修了し、その評価を受けていますか※	<input type="radio"/>	9								
(9) 事前に乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をとする責任医師及び緊急時や必要時に応する医師などを明示した計画書を作成し、市区町村に提出しましたか	<input type="radio"/>	6								
(10) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備しましたか	<input type="radio"/>	6								
(11) 乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備しましたか	<input type="radio"/>	5								
(12) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受け る機会を確保しましたか	<input type="radio"/>	6								

3. 乳房エックス線読影の精度管理

(1) 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会(注)を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていますか※	<input type="radio"/>	9								
(2) 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影しましたか	<input type="radio"/>	9								
(3) 乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか	<input type="radio"/>	9								
(4) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	<input type="radio"/>	9								

4. システムとしての精度管理

(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされましたか	<input type="radio"/>	9								
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	<input type="radio"/>	9								
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	<input type="radio"/>	9								
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の乳がん専門家※を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか	<input type="radio"/>	8								
(5) 自施設の検査結果について、要精査率、精査受診率、がん発見率、陽性反応適中率等のプロセス指標値を把握しましたか※	<input type="radio"/>	9								
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。	<input type="radio"/>	9								
(7) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等 があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	<input type="radio"/>	9								
遵守されていない項目数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	

R6評価結果

R5評価結果

R5遵守されていない項目数
遵守されていない項目数の差:R6-R5

A A A A A A A A B B B B	A A A A A A A A B B B B
--	--

検診機関:乳がん検診精度管理調査(個別)		実施割合 (○の割合)
1. 受診者への説明（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明）		
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか		80%
(2) 精密検査の方法について説明しましたか(精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など)		76%
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※		76%
(4) 検診の有効性(マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の不利益について説明しましたか		72%
(5) 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、プレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の重要性、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性について説明しましたか		80%
(6) 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明しましたか		76%
2. 問診及び撮影の精度管理		
(1) 検診項目は、質問(医師が自ら行う場合は問診)及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)としましたか※		84%
(2) 質問(問診)記録は少なくとも5年間は保存していますか		84%
(3) 質問(問診)では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項を必ず聴取し、かつ既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取しましたか※		84%
(4) 乳房エックス線装置の種類を仕様書※に明記し、日本医学放射線学会の定める仕様基準(注)を満たしていましたか		84%
(5) マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備しましたか		84%
(6) 両側乳房について内外斜位方向撮影を行っていますか。また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影していましたか		84%
(7) 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けていますか※		60%
(8) 撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会(注)を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていますか※		80%
(9) 事前に乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市区町村に提出しましたか		68%
(10) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備しましたか		71%
(11) 乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備しましたか		71%
(12) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保しましたか		71%
3. 乳房エックス線読影の精度管理		
(1) 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会(注)を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けていますか※		84%
(2) 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影しましたか		84%
(3) 乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存していますか		84%
(4) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか		84%
4. システムとしての精度管理		
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされましたか		84%
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか		84%
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※(内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか		80%
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の乳がん専門家※を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか		68%
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※		76%
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。		76%
(7) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等 があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか		80%

乳がん検診チェックリスト【市町村別結果一覧】個別検診

調査1 検診実施体制整備に関する調査（令和6年度実施体制）

【1】検診対象者の情報管理

	1 村上 市	2 関川 村	3 粟島浦 村	4 新 発田 市	5 阿賀野 市	6 胎内 市	7 聖籠 町	8 五泉 市	9 阿賀 町	10 三条 市	11 燕 市	12 加茂 市	13 田上 町	14 弥彦 村	15 長岡 市	16 見附 市	17 出雲崎 町	18 小千谷 市	19 魚沼 市	20 南魚沼 市	21 湯沢 町	22 十日町 市	23 津南 町	24 柏崎 市	25 刈羽 村	26 上越 市	27 妙高 市	28 糸魚川 市	29 佐渡 市	30 新潟 市	合計
問1-1	対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	15		
問1-2	対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか	-	○	-	-	○	-	○	×	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	13		
問1-2-1*	受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎（手紙・電話・訪問等）に行っているか	-	○	-	-	○	-	○	×	○	-	○	×	-	×	×	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	7	
問1-3	対象者数（推計でも可）を把握しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15		

【2】受診者の情報管理

問2-1	個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問2-2	過去5年間の受診歴を記録しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15

【3】受診者への説明、及び要精検者への説明

問3-1	受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問3-2	要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問3-2-1*	上記【問3-2】の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しているか	-	○	-	-	○	-	○	×	○	-	○	×	-	×	×	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	14

【4】精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

問4-1	精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期を把握しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問4-2	精密検査方法、精密検査結果については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問4-3	個人毎の精密検査方法、精密検査結果を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問4-4	過去5年間の精密検査方法、精密検査結果を記録しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問4-5	精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問4-6	精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	△	-	-	○	×	13

【5】地域保健・健康増進事業報告

問5-1	がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問5-2	がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先に報告を求めているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問5-3	委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問5-4	精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先に報告を求めているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15
問5-5	委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	15

【6】検診機関（医療機関）の質の担保

問6-1	委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	○	-	○	○</td
------	-----------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

乳がん検診精度管理関連指標(R2-R4・全年齢)

	R4 受診者数	R3 受診者数	R2 受診者数	3年合計 受診者数	R4 要精検者数	R3 要精検者数	R2 要精検者数	3年合計 要精検者 数	R4 がん発見数	R3 がん発見数	R2 がん発見数	3年合計が ん発見	がん発見率 (R2-R4)	陽性適中度 (R2-R4)
1 村上市	2,023	2,040	1,977	6,040	115	130	105	350	6	9	8	23	0.38	6.57
2 関川村	230	207	261	698	10	8	18	36	0	0	1	1	0.14	2.78
3 栗島浦村	0	68	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.00
4 新発田市	3,060	2,925	3,123	9,108	73	98	128	299	6	13	12	31	0.34	10.37
5 阿賀野市	1,154	1,149	1,064	3,367	51	45	48	144	4	0	2	6	0.18	4.17
6 胎内市	846	1,078	1,013	2,937	27	35	35	97	4	4	1	9	0.31	9.28
7 聖籠町	442	554	611	1,607	12	21	23	56	2	0	1	3	0.19	5.36
8 五泉市	1,853	2,482	1,641	5,976	110	189	98	397	6	12	6	24	0.40	6.05
9 阿賀町	419	394	433	1,246	23	17	17	57	0	1	4	5	0.40	8.77
10 三条市	2,966	3,351	3,154	9,471	182	201	216	599	5	6	13	24	0.25	4.01
11 燕市	2,458	2,819	1,955	7,232	216	154	119	489	14	16	4	34	0.47	6.95
12 加茂市	963	1,700	571	3,234	70	140	28	238	4	5	0	9	0.28	3.78
13 田上町	423	346	398	1,167	38	13	29	80	4	3	1	8	0.69	10.00
14 弥彦村	263	365	239	867	7	19	15	41	1	2	0	3	0.35	7.32
15 長岡市	5,845	7,122	4,333	17,300	406	481	230	1,117	23	37	18	78	0.45	6.98
16 見附市	1,236	1,503	983	3,722	72	94	77	243	7	6	3	16	0.43	6.58
17 出雲崎町	184	180	168	532	7	12	9	28	1	2	1	4	0.75	14.29
18 小千谷市	1,645	1,776	1,695	5,116	102	109	86	297	10	5	3	18	0.35	6.06
19 魚沼市	1,566	1,650	1,516	4,732	94	98	89	281	3	3	3	9	0.19	3.20
20 南魚沼市	2,197	2,257	2,132	6,586	114	130	126	370	7	3	5	15	0.23	4.05
21 湯沢町	242	241	215	698	18	9	19	46	1	0	0	1	0.14	2.17
22 十日町市	1,975	2,311	2,135	6,421	121	133	120	374	7	5	13	25	0.39	6.68
23 津南町	354	439	361	1,154	13	25	13	51	1	1	0	2	0.17	3.92
24 柏崎市	2,480	2,636	2,228	7,344	79	76	72	227	7	14	10	31	0.42	13.66
25 刈羽村	161	145	131	437	10	7	7	24	1	1	0	2	0.46	8.33
26 上越市	4,361	4,225	3,796	12,382	128	94	120	342	14	5	10	29	0.23	8.48
27 妙高市	1,029	1,031	1,044	3,104	17	26	15	58	1	2	1	4	0.13	6.90
28 糸魚川市	1,741	1,855	1,773	5,369	69	63	54	186	4	5	2	11	0.20	5.91
29 佐渡市	1,706	2,064	1,637	5,407	98	101	97	296	8	7	7	22	0.41	7.43
30 新潟市	15,602	17,207	13,614	46,423	970	1,026	665	2,661	82	87	48	217	0.47	8.15
合計	59,424	66,120	54,201	179,745	3,252	3,554	2,678	9,484	233	254	177	664	0.37	7.00

令和6年8月末現在